

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年6月13日(2023.6.13)

【公開番号】特開2022-109126(P2022-109126A)

【公開日】令和4年7月27日(2022.7.27)

【年通号数】公開公報(特許)2022-136

【出願番号】特願2021-4478(P2021-4478)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月2日(2023.6.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域が形成された遊技盤を備え、始動入賞の成立に基づいて図柄変動遊技を行うとともに該図柄変動遊技中に図柄変動演出を実行可能な遊技機において、

前記遊技盤よりも前方に設けられる枠飾り部材を備え、

前記枠飾り部材は、工具を用いることなく所定の操作によって未装着にすることができるものであり、前記枠飾り部材が未装着の場合であっても遊技の進行が可能であり、

前記枠飾り部材が未装着の場合には、図柄変動演出の一部の演出要素を抑制態様にして演出を進行可能とされるものの、特定の状況で前記枠飾り部材が未装着になった場合には、図柄変動演出の一部の演出要素を前記抑制態様にすることなく通常態様で演出を進行可能であり、

さらに、特定操作部に対する操作を受けて演出音量を変化させることができ音量変更手段を備え、

前記抑制態様とされているときには、前記特定操作部が操作されたとしても演出音量が変化しないものであり、

さらに、前記抑制態様とされているときに前記枠飾り部材が装着された場合であっても、図柄変動演出を前記通常態様にせずに前記抑制態様が継続可能とされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記した目的を達成するために、請求項1に係る発明においては、

遊技領域が形成された遊技盤を備え、始動入賞の成立に基づいて図柄変動遊技を行うとともに該図柄変動遊技中に図柄変動演出を実行可能な遊技機において、

40

50

前記遊技盤よりも前方に設けられる枠飾り部材を備え、
前記枠飾り部材は、工具を用いることなく所定の操作によって未装着にすることができる
ものであり、前記枠飾り部材が未装着の場合であっても遊技の進行が可能であり、
前記枠飾り部材が未装着の場合には、図柄変動演出の一部の演出要素を抑制態様にして
演出を進行可能とされるものの、特定の状況で前記枠飾り部材が未装着になった場合には
、図柄変動演出の一部の演出要素を前記抑制態様にすることなく通常態様で演出を進行可
能であり、

さらに、特定操作部に対する操作を受けて演出音量を変化させることができ
る音量変更手段を備え、

前記抑制態様とされているときには、前記特定操作部が操作されたとしても演出音量が 10
変化しないものであり、

さらに、前記抑制態様とされているときに前記枠飾り部材が装着された場合であっても
、図柄変動演出を前記通常態様にせずに前記抑制態様が継続可能とされる
ことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

20

30

40

50